

(国保)

法令	国民健康保険法	大項目	診療内容及び報酬の審査、支払	
関係	保険者一医療供給主体	小項目		
改正時期	時期	条文		備考
現行規定		第45条第6項	前項の規定による委託を受けた国民健康保険団体連合会は、当該委託を受けた審査に関する事務のうち厚生大臣の定める診療報酬請求書の審査にかかるものを、民法第34条の規定により設立された法人であって、審査に関する組織その他の事項につき厚生省令で定める用件に該当し、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして厚生大臣が指定するものに委託することができる	
		第45条第7項	前項の規定により厚生大臣の定める診療報酬請求書の審査にかかる事務の委託を受けた者は、当該診療報酬請求書の審査を厚生省令で定める用件に該当する者に行わせなければならない	
		第45条第8項	全各項に規定するもののほか、保険医療機関等の療養の給付に関する費用の請求に関して必要な事項は厚生省令で定める	
制定当初	昭和33年～	第45条第6項		現行規定の第8項が、制定当初の第6項だった
	昭和59年～	第45条第6項	前項の規定による委託を受けた国民健康保険団体連合会は、当該委託を受けた審査に関する事務のうち厚生大臣の定める診療報酬請求書の審査にかかるものを、民法第34条の規定により設立された法人であって、審査に関する組織その他の事項につき厚生省令で定める用件に該当し、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして厚生大臣が指定するものに委託することができる	第6項が第8項となり、新しく第6・7項が加わった
		第45条第7項	前項の規定により厚生大臣の定める診療報酬請求書の審査にかかる事務の委託を受けた者は、当該診療報酬請求書の審査を厚生省令で定める用件に該当する者に行わせなければならない	
		第45条第8項	全各項に規定するもののほか、保険医療機関等の療養の給付に関する費用の請求に関して必要な事項は厚生省令で定める	

法令 関係	健康保健法	大項目 小項目	医療供給、危険選択に関する情報収集	
改正時期	時期		条文	備考
現行規定		第 9 条	<p>第一項 厚生大臣、社会保険庁長官又ハ都道府県知事ハ被保険者ノ異動及報酬、保険給付並ニ保険料ニ関シ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ事業所ニ就キ帳簿書類等其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サンムルコトヲ得</p> <p>第二項 前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ為ス場合ニ於テハ当該職員ハ其ノ身分ヲ示ス証明書ヲ携帯シ関係者ノ請求アルトキハ之ヲ提示スベシ</p> <p>第三項 第一項ノ規定ニ依ル権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解スルコトヲ得</p>	
当初制定法	大正11年～昭和14年	第 9 条	<p>保険官署ハ必要アリト認ムルトキハ当該官吏又ハ職員ヲシテ保険事故ノ主シタル作業ノ場所ニ臨検セシムルコトヲ得</p>	当初は、業務上か否かによって健康保険条の取扱が異なったため、この件に関して争いが生じた場合に、当該保険事故の発生した場所に臨検できるとした。
第 4 次改正	昭和14年～昭和22年	第 9 条	<p>行政官庁ハ必要アリト認ムルトキハ被保険者ノ異動及報酬並ニ保険給付ノ決定ニ関シ当該官署ヲシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ勤務場所ニ就キ関係者ニ対シ質問ヲ為シ又ハ帳簿書類等其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サンムルコトヲ得</p>	保険給付の決定などに関して被保険者の勤務場所における質問、検査権を創設した。
第9次改正	昭和22年～昭和28年		<p>行政官庁ハ必要アリト認ムルトキハ被保険者ノ異動及報酬並ニ保険給付ノ決定ニ関シ当該官吏又ハ職員ヲシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ勤務場所ニ就キ関係者ニ対シ質問ヲ為シ又ハ帳簿書類等其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サンムルコトヲ得</p>	「行政官庁」→「行政庁」 「当該官吏」→「当該官吏職員」 に改める
第23次改正	昭和28年～昭和32年	第 9 条	<p>厚生大臣又ハ都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ被保険者ノ異動及報酬並ニ保険給付ノ決定ニ関シ当該官吏又ハ職員ヲシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ勤務場所ニ就キ関係者ニ対シ質問ヲ為シ又ハ帳簿書類等其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サンムルコトヲ得</p>	都道府県知事に対する事務の委任などの根拠規定を設けた
第30次改正	昭和32年～昭和37年	第 9 条	<p>第一項 厚生大臣又ハ都道府県知事ハ被保険者ノ異動及報酬、保険給付並ニ保険料ニ関シ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ事業所ニ就キ帳簿書類等其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サンムルコトヲ得</p> <p>第二項 前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ為ス場合ニ於テハ当該職員ハ其ノ身分ヲ示ス証明書ヲ携帯シ関係者ノ請求アルトキハ之ヲ提示スベシ</p> <p>第三項 第一項ノ規定ニ依ル権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解スルコトヲ得</p>	保険料に關しても質問、検査及び文書その他の物件の提出、提示を求めることができるようになった。また「保険給付の決定に關し」→「保険給付に關し」に改め、療養の給付についてもできようであることを明確にした。
第40次改正	昭和37年～	第 9 条	<p>第一項 厚生大臣、社会保険庁長官又ハ都道府県知事ハ被保険者ノ異動及報酬、保険給付並ニ保険料ニ関シ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ事業所ニ就キ帳簿書類等其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サンムルコトヲ得</p> <p>第二項 前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ為ス場合ニ於テハ当該職員ハ其ノ身分ヲ示ス証明書ヲ携帯シ関係者ノ請求アルトキハ之ヲ提示スベシ</p> <p>第三項 第一項ノ規定ニ依ル権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解スルコトヲ得</p>	社会保険庁の発足に伴い、政管健保の事業主に対しこれらの権限を持つこととした。

法令 関係	健康保健法 保険者－医療供給主体	大項目 小項目	医療供給、危険選択に関する情報収集	
改正時期	時期	条文		備考
現行規定	平成6年～年	第9条ノ2第2項	厚生大臣又ハ都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費若ハ特別療養費ノ支給ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ当該保険給付ニ係ル診療、調剤又ハ第四十四項ノ四第一項ニ規定スル指定訪問看護ノ内容ニ関シ報告ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得	
当初制定法	昭和17年～昭和22年	第9条ノ2	行政官庁保険給付ニ関シ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該官吏ヲシテ診療録其ノ他ノ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得	
第9次改正	昭和22年～昭和28年	第9条ノ2	行政官庁保険給付ニ関シ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該官吏又ハ職員ヲシテ診療録其ノ他ノ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得	「行政官庁」→「行政庁」 「当該官吏」→「当該官吏員」 に改める
第23次改正	昭和28年～昭和32年		厚生大臣又ハ都道府県知事ハ保険給付ニ関シ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該官吏又ハ職員ヲシテ診療録其ノ他ノ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得	「行政庁」→「厚生大臣又ハ都道府県知事」
第30次改正	昭和32年～年	第9条ノ2	第一項 厚生大臣又ハ都道府県知事ハ保険給付ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ医師、歯科医師、薬剤師若クハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者ニ対シ其ノ行ヒタル診療、調剤ノ支給又ハ手当ニ関シ報告若クハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得 第二項 厚生大臣又ハ都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付又ハ家族療養費ノ支給ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ当該保険給付ニ係ル診療又ハ調剤ノ内容ニ関シ報告ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得 第三項 前条第二項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ係ル質問ニ付、同条第三項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依リ権限ニ付之ヲ得	本条第一項及び第三項についてはこれ以後改正無し。以下は第二項の改正経緯についてのみ。
第60次改正	昭和59年～平成6年	第9条ノ2第2項	厚生大臣又ハ都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付又ハ特定療養費、家族療養費若ハ特別療養費ノ支給ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ当該保険給付ニ係ル診療又ハ調剤ノ内容ニ関シ報告ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得	特定療養費を含める
第66次改正	平成5年～年	第9条ノ2第2項	厚生大臣又ハ都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費若ハ特別療養費ノ支給ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ当該保険給付ニ係ル診療、調剤又ハ第四十四項ノ四第一項ニ規定スル指定訪問看護ノ内容ニ関シ報告ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得	入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費を含める

法令	健康保健法	大項目	医療供給、危険選択に関する情報収集	
関係	保険者-医療供給主体	小項目	薬価調査等についての厚生大臣の権限	
改正時期	時期		条文	備考
現行法 (=当初制定 法)	昭和55年～	第43条/ 9/2	厚生大臣八前条第二項ノ規定ニ依ル定ノ中薬劑ニ關スル定其 ノ他厚生大臣ガ定ムル定ヲ適正ナルモト為ス為必要ナル調 査ヲ行フコトヲ得	薬価調査などを厚生大臣が行える旨の規定

法令 関係	健康保険法	大項目 小項目	医療供給、危険選択に関する情報収集	
改正時期	時期		条文	備考
現行法		第43条ノ10	<p>第一項 厚生大臣又は八都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付ニ関シ保険医療機関若ハ保険薬局若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従事者タリシ者（本項ニ於イテ開設者タリシ者等ト称ス）ニ対シ報告若ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ジ、保険医療機関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従業者（開設者タリシ者等ヲ含ム）ニ対シ質問ヲ為シ若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ニ就キ設備若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査為サシムルコトヲ得</p> <p>第二項 第九条第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ニ付、同条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル権限ニ付、第四十三条ノ七第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス</p>	
第30次改正 (当初制定法)	昭和32年～昭和55年	第43条ノ10	<p>第一項 厚生大臣又は八都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付ニ関シ保険医療機関若ハ保険薬局ニ対シ報告若ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ジ、保険医療機関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従業者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ニ就キ設備若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査為サシムルコトヲ得</p> <p>第二項 第九条第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ニ付、同条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル権限ニ付、第四十三条ノ七第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス</p>	改正前は保険医などに対する監査の根拠規定は、医師等に対する一般的指導監督規定と併せて第9条の2に定められていたが、明確さを欠いた点があったので、保険医療組織の改正に併せ、第9条の2を保険給付に関する医師、薬剤師を対象とした規定として整理し、本条を療養の給付に関する保険医療機関及び保険薬局を対象とした監査の規定として創設した
第57次改正	昭和55年～昭和59年	第43条ノ10	<p>第一項 厚生大臣又は八都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付ニ関シ保険医療機関若ハ保険薬局ニ対シ報告若ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ジ、保険医療機関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従業者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ニ就キ設備若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査為サシムルコトヲ得</p> <p>第二項 第九条第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ニ付、同条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル権限ニ付、第四十三条ノ七第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス</p>	
第60次改正	昭和59年～	第43条ノ10	<p>第一項 厚生大臣又は八都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付ニ関シ保険医療機関若ハ保険薬局若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従事者タリシ者（本項ニ於イテ開設者タリシ者等ト称ス）ニ対シ報告若ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ジ、保険医療機関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従業者（開設者タリシ者等ヲ含ム）ニ対シ質問ヲ為シ若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ニ就キ設備若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査為サシムルコトヲ得</p> <p>第二項 第九条第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ニ付、同条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル権限ニ付、第四十三条ノ七第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス</p>	

法令 関係	健康保険法	大項目 小項目	医療供給、危険選択に関する情報収集	
改正時期	時期		条文	備考
現行法		健康保険法 第43条/10 (準用)	<p>第一項 厚生大臣又は八都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付ニ関シ保険医療機関若ハ保険薬局若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従事者タリシ者（本項ニ於テ開設者タリシ者等ト称ス）ニ対シ報告若ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ジ、保険医療機関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従業者（開設者タリシ者等ヲ含ム）ニ対シ質問ヲ為シ若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ニ就キ設備若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査為サシムルコトヲ得</p> <p>第二項 第九条第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ニ付、同条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル権限ニ付、第四十三条ノ七第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス</p>	
第30次改正 (当初制定法)	昭和32年～昭和55年	健康保険法 第43条/10 (準用)	<p>第一項 厚生大臣又は八都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付ニ関シ保険医療機関若ハ保険薬局ニ対シ報告若ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ジ、保険医療機関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従業者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ニ就キ設備若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査為サシムルコトヲ得</p> <p>第二項 第九条第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ニ付、同条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル権限ニ付、第四十三条ノ七第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス</p>	
第57次改正	昭和55年～昭和59年	健康保険法 第43条/10 (準用)	<p>第一項 厚生大臣又は八都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付ニ関シ保険医療機関若ハ保険薬局ニ対シ報告若ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ジ、保険医療機関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従業者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ニ就キ設備若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査為サシムルコトヲ得</p> <p>第二項 第九条第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ニ付、同条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル権限ニ付、第四十三条ノ七第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス</p>	
第60次改正	昭和59年～	健康保険法 第43条/10 (準用)	<p>第一項 厚生大臣又は八都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付ニ関シ保険医療機関若ハ保険薬局若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従事者タリシ者（本項ニ於テ開設者タリシ者等ト称ス）ニ対シ報告若ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ジ、保険医療機関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従業者（開設者タリシ者等ヲ含ム）ニ対シ質問ヲ為シ若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ニ就キ設備若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査為サシムルコトヲ得</p> <p>第二項 第九条第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ニ付、同条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル権限ニ付、第四十三条ノ七第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス</p>	

法令 関係	国民健康保健法	大項目 小項目	医療供給、危険選択に関する情報収集	
改正時期	時期		条文	備考
現行法	平成6年～ 年	第114条	厚生大臣又は八都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ 給付又ハ入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費、訪問 看護療養費、家族訪問看護療養費若ハ特別療養費ノ支給ヲ受 ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ当該保険給付ニ 係ル診療、調剤又ハ第四十四項ノ四第一項ニ規定スル指定訪 問看護ノ内容ニ関シ報告ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為 サシムルコトヲ得	
当初法第2次 改正	昭和17年～	第54条の3	行政官庁保険給付ニ関シ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ム ル所ニ依リ当該官吏ヲシテ診療録其ノ他ノ帳簿書類ヲ検査セ シムルコトヲ得	
当初法第3次 改正	昭和22年～昭和28年	第54条の2	行政官庁保険給付ニ関シ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ム ル所ニ依リ当該官吏ヲシテ診療録其ノ他ノ帳簿書類ヲ検査 セシムルコトヲ得	「行政官庁」→「行政庁」 「当該官吏」→「当該官吏員」 に改める
新法制定時	昭和28年～昭和32年		厚生大臣又は八都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ム ル所ニ依リ当該官吏ヲシテ診療録其ノ他ノ帳簿書類ヲ検査セ シムルコトヲ得	
第25次改正	昭和59年～	第114条	厚生大臣又は八都道府県知事は、保険給付に関して必要がある と認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行 った者又はこれを使用する者に対し、その行った診療、薬剤 の支給又は手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その 他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができ る。 第二項 厚生大臣又は八都道府県知事は、必要があると認め るときは、療養の給付又は特定療養費の給付を受けた被保 険者又は被保険者であった者に対し、当該療養の給付又は 特定療養費の給付に係る診療又は調剤の内容に関し、 報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。	本案第一項及び第3項についてはこれ以後 改正無し。以下は第二項の改正経緯につ いてのみ。
第30次改正	昭和63年～	第114条	厚生大臣又は八都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ 給付又ハ特定療養費、家族療養費若ハ特別療養費ノ支給ヲ受 ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ当該保険給付ニ 係ル診療又ハ調剤ノ内容ニ関シ報告ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシ テ質問ヲ為サシムルコトヲ得	「特別療養費」を追加
			厚生大臣又は八都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ 給付又ハ入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費、訪問 看護療養費、家族訪問看護療養費若ハ特別療養費ノ支給ヲ受 ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ当該保険給付ニ 係ル診療、調剤又ハ第四十四項ノ四第一項ニ規定スル指定訪 問看護ノ内容ニ関シ報告ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為 サシムルコトヲ得	入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族 訪問看護療養費を含める

(3) 保険者－立法府及び行政庁

- 保険者の設立（法人格、設立への関与、組織構成）
- 保険者の解散
- 組織及び財政の運営管理
- 行政による一般的監督

(健保組合)

法令	健康保険法	大項目	保険者の設立	
関係	立法府および行政庁	小項目	法人格	
改正時期	時期		条文	備考
現行		第26条	健康保険組合八法人トス	
制定当初～	大正11年～	第26条	健康保険組合八法人トス	

(国保)

法令 関係	国民健康保険法 立法府および行政庁	大項目 小項目	保険者の設立 法人格	
改正時期	時期		条文	備考
現行		第14条	組合は法人とする	国民健康保険組合の人格
制定当初	昭和23年～昭和33年	第9条	組合ハ左ノ二種トス 1. 普通国民健康保険組合 2. 特別国民健康保険組合 組合ハ法人トス	

法令 関係	健康保険法 立法院および行政庁	大項目 小項目	保険者の設立 保険者	
改正時期 現行法	時期		条文	備考
		第22条	健康保険ノ保険者ハ政府及健康保険組合トス	
当初制定法	大正11年～昭和22年	第22条	健康保険ノ保険者ハ政府及健康保険組合トス	政府の他に健康保険組合を保険者としたのは、ドイツ等の立法例に学んだ他、我が国においても民間の一部において既に共済組合の運営実績があったため。
第9次改正	昭和22年4月～昭和22年12月	第22条	<p>第一項 健康保険ノ保険者ハ政府及健康保険組合トス</p> <p>第二項 政府力健康保険ノ保険者ナル場合に於ケル保険事業ノ運営ニ関スル重要事項ヲ審議スル為健康保険委員会ヲ置ク</p> <p>第三項 健康保険委員会ノ委員ハ被保険者ヲ代表スル者、事業主ヲ代表スル者及公益ヲ代表スル者ニ付主務大臣各同数ヲ委嘱ス</p> <p>第四項 前二項ニ規定スルモノノ他健康保険委員会ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム</p>	保険者の運営に関する重要事項（保険料率等）ヲ審議する機関として、従、公益の三者同数からなる健康保険委員会を設けることにより、被保険者と事業主の意思が反映され、制度運営が活発になることが期待された
第10次改正	昭和22年12月～昭和23年	第22条	<p>第一項 健康保険ノ保険者ハ政府及健康保険組合トス</p> <p>第二項 政府力健康保険ノ保険者ナル場合に於ケル保険事業ノ運営ニ関スル重要事項ヲ審議スル為健康保険委員会ヲ置ク</p> <p>第三項 健康保険委員会ノ委員ハ被保険者ヲ代表スル者、事業主ヲ代表スル者及公益ヲ代表スル者ニ付主務大臣各同数ヲ委嘱ス</p> <p>第四項 前二項ニ規定スルモノノ他健康保険委員会ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム</p>	新憲法の施行に伴い、法形式を整備し、「勅令」ヲ「政令」に改めた。
第11次改正	昭和23年～昭和24年	第22条	<p>第一項 健康保険ノ保険者ハ政府及健康保険組合トス</p> <p>第二項 政府力健康保険ノ保険者ナル場合に於ケル保険事業ノ運営ニ関スル重要事項ヲ審議スル為健康保険委員会ヲ置ク</p> <p>第三項 健康保険委員会ノ委員ハ被保険者ヲ代表スル者、事業主ヲ代表スル者及公益ヲ代表スル者ニ付厚生大臣各同数ヲ委嘱ス</p> <p>第四項 前二項ニ規定スルモノノ他健康保険委員会ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム</p>	「主務大臣」を「厚生大臣」に改めた。
第14次改正	昭和24年～	第22条	健康保険ノ保険者ハ政府及健康保険組合トス	健康保険委員会は健康保険審議会に改組され、本法第六章以下に移され、それに伴って、第二～四項が削除された。

(健保組合)

法令 関係	健康保険法 立法府および行政庁	大項目 小項目	保険者の設立 設立への関与	
改正時期	時期		条文	備考
現行		第28条	一又ハニ以上ノ事業所ニ付被保険者常時三百人以上ヲ使用スル事業者ハ健康組合ヲ設立スルコトヲ得 2. 被保険者ヲ使用スルニ以上ノ事業主ハ共同シテ健康保険組合ヲ設立スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被保険者ノ員数ハ合算シテ常時三百人以上タルコトヲ要ス	
制定当初	大正11年～昭和17年	第28条	一又ハニ以上ノ事業ニ付被保険者常時三百人以上ヲ使用スル事業者ハ健康組合ヲ設立スルコトヲ得 2. 被保険者ヲ使用スルニ以上ノ事業主ハ共同シテ健康保険組合ヲ設立スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被保険者ノ員数ハ合算シテ常時三百人以上タルコトヲ要ス	健康保険組合の任意設立
第7次改正～	昭和17年～	第28条	一又ハニ以上ノ事業所ニ付被保険者常時三百人以上ヲ使用スル事業者ハ健康組合ヲ設立スルコトヲ得 2. 被保険者ヲ使用スルニ以上ノ事業主ハ共同シテ健康保険組合ヲ設立スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被保険者ノ員数ハ合算シテ常時三百人以上タルコトヲ要ス	法の適用単位を「事業」から「事業所」に変更

(健保組合)

法令 関係	健康保険法 立法府および行政庁	大項目 小項目	保険者の設立 設立への関与	
改正時期	時期		条文	備考
現行		第29条	健康保険組合ヲ設立セムトキハ組合員タル資格ヲ有スル被保険者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得規約ヲ作り厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ 2. 二以上ノ事業所ニ付健康保険組合ヲ設立セムトスル場合ニ於テハ前項ノ同意ハ各事業所ニ付之ヲ得コトヲ要ス	
制定当初	大正11年～昭和17年	第29条	健康保険組合ヲ設立セムトキハ組合員タル資格ヲ有スル被保険者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得規約ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受クベシ 2. 被保険者ヲ使用スル二以上ノ事業主ハ共同シテ健康保険組合ヲ設立スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被保険者ノ員數ハ合算シテ常時三百人以上タルコトヲ要ス	健康保険組合の任意設立の手続
第7次改正	昭和17年～昭和23年	第29条	健康保険組合ヲ設立セムトキハ組合員タル資格ヲ有スル被保険者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得規約ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受クベシ 2. 二以上ノ事業所ニ付健康保険組合ヲ設立セムトスル場合ニ於テハ前項ノ同意ハ各事業所ニ付之ヲ得コトヲ要ス	法の適用単位を「事業」から「事業所」に変更
第11次改正～	昭和23年～	第29条	健康保険組合ヲ設立セムトキハ組合員タル資格ヲ有スル被保険者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得規約ヲ作り厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ 二以上ノ事業所ニ付健康保険組合ヲ設立セムトスル場合ニ於テハ前項ノ同意ハ各事業所ニ付之ヲ得コトヲ要ス	「主務大臣」→「厚生大臣」

(健保組合)

法令 関係	健康保険法 立法府および行政庁	大項目 小項目	保険者の設立 設立への関与	
改正時期	時期		条文	備考
現行		第31条	厚生大臣ハ一又ハ二以上ノ事業ニ付第13条ノ規程ニ依ル被保険者常時五百人以上ヲ使用スル事業主ニ対シ健康保険組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得	
制定当初	大正11年～昭和17年	第31条	主務大臣ハ一事業ニ付第13条ノ規程ニ依ル被保険者常時五百人以上ヲ使用スル事業主ニ対シ健康保険組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得	健康保険組合の強制設立
第7次改正	昭和17年～昭和23年	第31条	主務大臣ハ一又ハ二以上ノ事業ニ付第13条ノ規程ニ依ル被保険者常時五百人以上ヲ使用スル事業主ニ対シ健康保険組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得	従来強制設立を命じ得るのは一事業所に限られていたが一または二以上の事業所についてもこれを行えることとなった
第11次改正～	昭和23年～	第31条	厚生大臣ハ一又ハ二以上ノ事業ニ付第13条ノ規程ニ依ル被保険者常時五百人以上ヲ使用スル事業主ニ対シ健康保険組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得	「主務大臣」→「厚生大臣」

(健保組合)

法令 関係	健康保険法 立法府および行政庁	大項目 小項目	保険者の設立 設立への期与	
改正時期	時期		条文	備考
現行		第32条	前条ノ規程ニ依リ健康保険組合ノ設立ヲ命ゼラレタル事業主ハ規約ヲ作り設立ニ付厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ	
制定当初～	大正11年～	第32条	前条ノ規程ニ依リ健康保険組合ノ設立ヲ命ゼラレタル事業主ハ規約ヲ作り設立ニ付厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ	健康保険組合の強制設立の手続（第11次改正（昭和23年）において「主務大臣」→「厚生大臣」）

(国保)

法令 関係	国民健康保険法 立法府および行政庁	大項目 小項目	保険者の設立 設立への関与	備考
改正時期	時期		条文	
現行		第15条	<p>組合を設立しようとするときは、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2. 前項の認可の申請は、15人以上の発起人が規約を作成し、組合員となるべき者300人以上の同意を得て行うものとする。</p> <p>3. 都道府県知事は、第1項の認可の申請があつた場合においては、当該組合の地区をその区域に含む市町村の長の意見をきき、当該組合の設立によりこれらの市町村の国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。</p> <p>4. 組合は、設立の認可を受けた時に成立する。</p>	国民健康保険組合の設立規程
制定当初		第11条	<p>組合ヲ設立セントスルトキハ15人以上ノ発起人ハ規約ヲ作り組合員タルラントスル者ノ同意ヲ得テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ</p> <p>組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタ時ニ成立スル</p>	
第2次改正	昭和17年～昭和23年	第11条	<p>組合ヲ設立セントスルトキハ15人以上ノ発起人ハ規約ヲ作り組合員タルラントスル者ノ同意ヲ得テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ</p>	
		第11条ノ2	<p>地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ普通国民健康保険組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ニ就キ設立委員ヲ専任シ普通国民健康組合ヲ設立スベキコトヲ命ズルコトヲ得</p> <p>前項ノ設立委員ハ命令ニ定ムル所ニ依リ規約ヲ作り普通国民健康保険組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ其ノ設立ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ</p> <p>設立委員地方長官ノ定ムル期間内ニ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ地方長官ハ規約ノ作成其ノ他設立ニ関シ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得</p>	
		第11条ノ3	<p>組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時又ハ前条第3項ノ規程ニ依リ規約ノ作成アリタル時ニ成立スル</p>	
第3次改正	昭和23年～昭和33年	第11条	<p>組合ヲ設立セントスルトキハ15人以上ノ発起人ニ於イテ規約ヲ作り組合員タル資格ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得タル上關係市町村ノ議会ノ議決ヲ經テ都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ但シ特別国民健康保険組合ニ在リテハ關係市町村ノ議会ノ議決ヲ經ルコトヲ要セス</p> <p>組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタ時ニ成立スル</p>	

(健保組合)

法令 関係	健康保険法 立法府および行政庁	大項目 小項目	保険者の設立 組織	
改正時期	時期		条文	備考
現行		第27条	健康保険組合ハ事業主、其ノ事業所ニ使用セラルル被保険者及第20条ノ規程ニヨル被保険者ヲ以テ之ヲ組織ス	
制定当初	大正11年～昭和4年	第27条	健康保険組合ハ事業主、其ノ事業ニ使用セラルル被保険者及第20条ノ規程ニヨル被保険者ヲ以テ之ヲ組織ス	健康保険組合の組合員の規程
第2次改正	昭和4年～昭和17年	第27条	健康保険組合ハ事業主、其ノ事業ニ使用セラルル被保険者ヲ以テ之ヲ組織ス	任意継続被保険者を組合の構成員からはずし、政府の管掌へ移した
第7次改正	昭和17年～昭和51年	第27条	健康保険組合ハ事業主、其ノ事業所ニ使用セラルル被保険者ヲ以テ之ヲ組織ス	法の適用単位を「事業」から「事業所」に変更
第55次改正～	昭和51年～	第27条	健康保険組合ハ事業主、其ノ事業所ニ使用セラルル被保険者及第20条ノ規程ニヨル被保険者ヲ以テ之ヲ組織ス	任意継続被保険者制度の実施

(国保)

法令 関係	国民健康保険法	大項目	保険者の設立	
改正時期	時期	小項目	条文	備考
現行		第13条	国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、同種の事業又は業務に従事する者で当該組合の地区内に住所を有するものを組合員として組織する。 2. 前項の組合の地区は、1又は2以上の市町村の区域によるものとする。ただし、特別の理由があるときは、この区域によらないことができる。 3. 第1項の規定にかかわらず、第6条各号（第7号を除く。以下この節において同じ。）のいずれかに該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者である者は、組合員となることができない。ただし、その者の世帯に同条各号のいずれにも該当せず、かつ、他の組合が行う国民健康保険の被保険者でないものは、当該組合の組合員となることができる。	国民健康保険組合の組織
制定当初	昭和17年～昭和23年	第10条	普通国民健康保険組合ハ其ノ地区内ノ世帯主ヲ組合員トシ特別国民健康保険組合ハ同一ノ事業又ハ同種ノ業務ニ従事スル者ヲ組合員トシテ之ヲ組織ス 第十四号第一項但書ノ規程ニ依リ被保険者タル資格ナキ者ハ組合員タルコトヲ得ズ但シ其ノ世帯ニ被保険者タル資格アル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス 普通国民健康保険組合ノ地区ハ市町村ノ区域ニ依ル但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ区域ニアラザルコトヲ得	
第3次改正	昭和23年～昭和33年	第10条	普通国民健康保険組合ハ其ノ地区内ノ世帯主及其ノ世帯ニ属スル成年者ヲ組合員トシ特別国民健康保険組合ハ同一ノ事業又ハ同種ノ業務ニ従事スル者ヲ組合員トシテ之ヲ組織スル 第十四号第一項但書ノ規程ニ依リ被保険者タル資格ナキ者ハ組合員タルコトヲ得ズ但シ其ノ世帯ニ被保険者タル資格アル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス 普通国民健康保険組合ノ地区ハ一又ハ二以上ノ市町村ノ区域ニ依ル但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ区域ニアラザルコトヲ得	普通国民健康保険組合および特別国民健康保険組合の組織

(健保組合)

法令 関係	健康保険法 立法府および行政庁	大項目 小項目	保険者の解散 組合の解散命令	
改正時期	時期		条文	備考
現行		第39条	厚生大臣ハ健康保険組合ノ決議若ハ役員ノ行為ガ法令、厚生大臣ノ処分若ハ規約ニ違反シ、組合員ノ利益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ又ハ組合ノ事業若ハ財産ノ状況ニ依リ其ノ事業ノ継続ヲ困難ナリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得	
制定当初	大正11年～昭和23年	第39条	厚生大臣ハ健康保険組合ノ決議若ハ役員ノ行為ガ法令、厚生大臣ノ処分若ハ規約ニ違反シ、組合員ノ利益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ又ハ組合ノ事業若ハ財産ノ状況ニ依リ其ノ事業ノ継続ヲ困難ナリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得	
第11次改正～	昭和23年～	第39条	厚生大臣ハ健康保険組合ノ決議若ハ役員ノ行為ガ法令、厚生大臣ノ処分若ハ規約ニ違反シ、組合員ノ利益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ又ハ組合ノ事業若ハ財産ノ状況ニ依リ其ノ事業ノ継続ヲ困難ナリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得	「主務大臣」→「厚生大臣」

(健保組合)

法令 関係	健康保険法施行令 立法府および行政庁	大項目 小項目	保険者の解散 解散手続	
改正時期	時期		条文	備考
現行		第64条	組合解散ヲ為サムトスルトキハ組合ニ於テ議員定数ノ四分ノ三以上ノ多数ヲ以テ議決シ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ	
制定当初	大正11年～昭和9年	第64条	組合解散ヲ為サムトスルトキハ組合ニ於テ議員定数ノ四分ノ三以上ノ多数ヲ以テ議決シ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ	
第3次改正～	昭和9年～	第64条	組合解散ヲ為サムトスルトキハ組合ニ於テ議員定数ノ四分ノ三以上ノ多数ヲ以テ議決シ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ	「内務大臣」→「厚生大臣」